

おしえて!!

自主防災組織のコト

Q 新しく組織をつくらないといけないのでしょうか？

A. 町内会や自治会など、既存の組織をベースにすることができます。



Q 設立するためにはどこに相談すればいいのでしょうか？

A. 総務課総合防災班（市役所本庁舎3階）にご相談ください。設立に向けた必要な手続き全般をお手伝いします。

Q 設立したら、どんな支援が受けられますか？

A. 設立初年度は設置補助金、その後は活動にかかる運営費・事業費の補助が受けられます。また、市から防災に役立つ各種情報を教えてもらったり、活動内容に関するサポートが受けられます。

Q どのような活動ができるのでしょうか？

A. 防災資機材の整備、防災訓練の実施や防災講座の受講など地域の実情に応じたさまざまな活動ができます。

Q 頻繁に活動できなくてもよいのでしょうか？

A. 活動の頻度は問いません。無理のない運営が基本ですので、まずはできることから少しずつ始め、自分たちに合ったペースで進めていきましょう。



また、市では、要援護者避難支援プラン（11ページに掲載）の推進に力を入れています。自主防災組織の組織率の拡大と、このプランに基づく個別避難計画の普及により、地域の「備え」を充実させていきたいと考えています。

災害時でも誰もが安全安心に生活できる地域を目指すためには、私達行政からの支援だけではなく、地域住民のかたがたの日ごろの「備え」も重要で、自主防災組織の設立はその第一歩ととらえています。準備段階から設立後の活動内容まで、随時サポートいたしますので、お気軽にご相談ください。



総務課総合防災室
 佐藤 浩行 室長

地域の備えに寄り添う